

議案第 5 2 号

愛西市国民健康保険税条例の一部改正について

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、税率等を改定するため必要があるからである。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成１７年愛西市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の７．３７」を「１００分の８．２２」に改める。

第５条中「２万９，９００円」を「３万４，０００円」に改める。

第５条の２第１号中「２万３，４００円」を「２万５，０００円」に改め、同条第２号中「１万１，７００円」を「１万２，５００円」に改め、同条第３号中「１万７，５５０円」を「１万８，７５０円」に改める。

第６条中「１００分の２．４４」を「１００分の２．７０」に改める。

第７条の２中「１万１，１００円」を「１万２，２００円」に改める。

第７条の３第１号中「７，１００円」を「７，９００円」に改め、同条第２号中「３，５５０円」を「３，９５０円」に改め、同条第３号中「５，３２５円」を「５，９２５円」に改める。

第８条中「１００分の２．１２」を「１００分の２．３２」に改める。

第９条の２中「１万１，３００円」を「１万２，２００円」に改める。

第９条の３中「７，５００円」を「７，２００円」に改める。

第１２条第２項中「納税通知書」を「納入通知書」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「２万９３０円」を「２万３，８００円」に改め、同号イ（ア）中「１万６，３８０円」を「１万７，５００円」に改め、同号イ（イ）中「８，１９０円」を「８，７５０円」に改め、同号イ（ウ）中「１万２，２８５円」を「１万３，１２５円」に改め、同号ウ中「７，７７０円」を「８，５４０円」に改め、同号エ（ア）中「４，９７０円」を「５，５３０円」に改め、同号エ（イ）中「２，４８５円」を「２，７６５円」に改め、同号エ（ウ）中「３，７２８円」を「４，１４８円」に改め、同号オ中「７，９１０円」を「８，５４０円」に改め、同号カ中「５，２５０円」を「５，０４０円」に改め、同項第２号ア中「１万４，９５０円」を「１万７，０００円」に改め、同号イ（ア）中「１万１，７００円」を「１万２，５００円」に改め、同号イ（イ）中「５，８５０円」を「６，２５０円」

に改め、同号イ（ウ）中「8, 775円」を「9, 375円」に改め、同号ウ中「5, 550円」を「6, 100円」に改め、同号エ（ア）中「3, 550円」を「3, 950円」に改め、同号エ（イ）中「1, 775円」を「1, 975円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 663円」を「2, 963円」に改め、同号オ中「5, 650円」を「6, 100円」に改め、同号カ中「3, 750円」を「3, 600円」に改め、同項第3号ア中「5, 980円」を「6, 800円」に改め、同号イ（ア）中「4, 680円」を「5, 000円」に改め、同号イ（イ）中「2, 340円」を「2, 500円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 510円」を「3, 750円」に改め、同号ウ中「2, 220円」を「2, 440円」に改め、同号エ（ア）中「1, 420円」を「1, 580円」に改め、同号エ（イ）中「710円」を「790円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 065円」を「1, 185円」に改め、同号オ中「2, 260円」を「2, 440円」に改め、同号カ中「1, 500円」を「1, 440円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 485円」を「5, 100円」に改め、同号イ中「7, 475円」を「8, 500円」に改め、同号ウ中「1万1, 960円」を「1万3, 600円」に改め、同号エ中「1万4, 950円」を「1万7, 000円」に改め、同項第2号ア中「1, 665円」を「1, 830円」に改め、同号イ中「2, 775円」を「3, 050円」に改め、同号ウ中「4, 440円」を「4, 880円」に改め、同号エ中「5, 550円」を「6, 100円」に改める。

第26条（見出しを含む。）中「納税通知書」を「納入通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定（同条例第12条第2項及び第26条の規定を除く。）は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。